

自転車関連規則・制度等の変更について

- 1 自転車安全利用五則の改定
- 2 自転車用ヘルメット着用の努力義務化（全年齢）
- 3 TSマークの拡充（緑色マーク）
- 4 今後の対応



令和4年11月1日に自転車安全利用五則が改定された。
(中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

改定前

- 自転車は、車道が原則
歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
- 子どもはヘルメットを着用



改定後

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日に施行）により、全ての自転車利用者に対し、自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務が課される。

なお、本市条例※では、かねてより全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用を努力義務としている。

※仙台市自転車の安全利用に関する条例 第6条第6項（平成31年1月1日施行）

改正前

（児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

改正後（改正箇所赤字）

（**自転車**の**運転者等**の遵守事項）


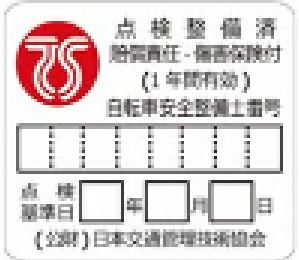
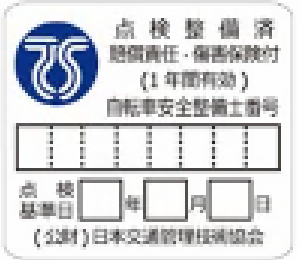
1. **自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。**
2. **自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。**
3. **児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。**

(1) TSマークとは

自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、付帯保険として、このマークには賠償責任保険と傷害保険等がついている。

※「TS」は、TRAFFIC SAFETY（交通安全）の頭文字をとったもの。

TSマークには、現在、緑色・赤色・青色の3種類あり、補償内容に違いがある。

第三種TSマーク (緑色マーク)	第二種TSマーク (赤色マーク)	第一種TSマーク (青色マーク)
 <p>点検整備済 賠償責任・傷害保険付 (1年間有効) 自転車安全整備士番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 点検 基準日 []年[]月[]日 (公財)日本交通管理技術協会</p>	 <p>点検整備済 賠償責任・傷害保険付 (1年間有効) 自転車安全整備士番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 点検 基準日 []年[]月[]日 (公財)日本交通管理技術協会</p>	 <p>点検整備済 賠償責任・傷害保険付 (1年間有効) 自転車安全整備士番号 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] [] 点検 基準日 []年[]月[]日 (公財)日本交通管理技術協会</p>
(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)	(3.5×3 cm)

※ TSマークは自転車安全整備店で取り扱っている。

ただし、1店舗で取り扱うTSマークは緑・赤・青色のいずれか1種類。

(2) TSマーク付帯保険とは

ア 保険対象

点検基準日と自転車安全整備士番号が記載された保険有効期間中のTSマーク貼付自転車の搭乗者

イ 保険契約

日本交通管理技術協会と三井住友海上保険を幹事会社とする損保会社との間で保険契約を締結している。

ウ 有効期間

TSマークに記載されている点検基準日から1年間

(3) 第三種TSマーク（緑色マーク）の運用開始について



令和4年12月1日から
第三種TSマーク（緑色マーク）の
運用開始

安心・安全が
さらに充実!
緑のTSマーク
誕生! NEW!

2022年12月1日(木)より登場

緑のTSマークがあるとこんなに安心です!

Point 1 賠償責任 限度額 1億円	Point 2 人身事故 全てが 対象	Point 3 示談交渉 サービス 付き
--------------------------------------	------------------------------	-------------------------------

補償の有効期間は1年間 毎年1回点検履歴(有料)を受けましょう

整備された自転車に適用される種類なので本人だけでなく家族や友人、仕事場の人なども対象です。

詳しくはお店でお問合ください。

公益財団法人 日本交通管理技術協会 緑色TSマーク 検索

緑色TSマーク賠償責任補償の特徴

- ア 限度額 1 億円
- イ 人身事故全てが対象
- ウ 示談交渉サービス付き

(4) TSマークの付帯保険の補償内容の比較

ア 賠償責任補償

自転車利用者が第三者に被害を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合の補償

イ 傷害補償

自転車利用者が交通事故によって、事故の日から180日以内に下記の被害を負った場合の補償

※ マーク別補償内容

マーク種別	賠償責任補償	傷害補償
緑色TSマーク	死亡・傷害 ※示談交渉サービス付き (限度額) <u>1億円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡若しくは重度後遺障害（1～4級） (一律) 50万円 ・入院（15日以上） (一律) 5万円
赤色TSマーク	死亡・重度後遺障害（1～7級） (限度額) 1億円 ※被害者見舞金 <u>入院（15日以上）10万円</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡若しくは重度後遺障害（1～4級） (一律) 100万円 ・入院（15日以上） (一律) 10万円
青色TSマーク	死亡・重度後遺障害（1～7級） (限度額) 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡若しくは重度後遺障害（1～4級） (一律) 30万円 ・入院（15日以上） (一律) 1万円

自転車関連規則・制度等の変更については、交通安全教室等や各種広報媒体を通じて周知啓発を行う。

自転車用ヘルメットの着用については、法改正により努力義務化が全国に広がる機会を捉え、一層の着用促進に努めていく。

【対策例】

- ・交通安全教室等での周知
- ・ホームページ、SNS等による情報発信
- ・リーフレット・チラシ等の配付
- ・ポスターの掲示
- ・街頭での啓発



自転車に**緑色TSマーク**で
安全・安心!

点検整備済
 賠償責任補償
 (1年間有効)
 自転車安全整備士番号

TSマークは
 点検・整備に付帯した
 自転車向け保険です

示談交渉
 サービス付き

プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険
 賠償責任補償(限度額) **最高1億円**
 人身事故すべてが対象となりました

公益財団法人 日本交通警務技術協会
 TSマーク 検索
 〒182-0843 東京都野村市竹垣町2丁目6番 エアマンズビル西口9F
 TEL. 03-3260-3621 URL <https://tsmark.jp/>